

令和 8 年 4 月 2 3 日
みどり 3 3 推進 担当 部
公 園 緑 地 課

議会の委任による専決処分の報告
(区立公園利用者の負傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和 3 年 8 月 1 0 日 (火) 午前 1 0 時頃
(天気 : 晴れ)
- (2) 発生場所 大蔵運動公園ローラースケート場
(世田谷区大蔵四丁目 6 番 1 号)
- (3) 事故内容 ローラースケート場周囲に設置してある手すり柵に相手方が座っていたところ、柵の横棒が外れ落下し、地面に左手をついた際、腕を骨折した。
- (4) 相手方 別紙の通り

- 2 相手方への損害賠償額 2 2 1, 4 4 0 円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。)

- 3 専決処分日 令和 8 年 4 月 1 4 日